

ヲ退去シテ回答ヲ待ツヘシト林シテ罷業ヲ敢
行スルニ至レルモノナルカ殘餘職工(職長直友一)
妻谷重三郎 荒川吉藏 中川永一郎
西村重三郎 岸本 姫谷三郎 富永一
五井明長三郎 西崎作一(ハ之レニ参加セズ引)
續キ作業ニ従事シ居ル状態ニアリテモ等
ノ職工ハ何レモ年期契約ノ職工ノミニシテ
今後ニ於テモ罷業ニハ参加スルノ意志ナ
キモノ、如ク觀察セラル、モ本件ニ對スル工
場主側ノ意嚮ヲ恢復スルニ願ル強硬ナル
態度ヲ持シ全然之レヲ拒絶スルノミナ
ラス場合ニ依リテハ、道謀者ノ教名
ノ 敵首ヲ斬行スハキ方針、下ニ交

渉ニ當ルヘキ旨言明シ居ルニ對シ職工側ハ京西
清水谷西、所三五ニ山口三四郎方ニ争議因本部
ヲ置キ飽達モ要求、貫徹ヲ期シ居リテ本日
午後六七時頃ヨリニ三代表者ハ工場主ニ對シ全
見、又回答ヲ求ムルヲ定メ、下ニ協議ヲ進メ、
アル状勢ニ鑑ミ今後相違、紛擾ハ到底免ル
能ハサルモノト思料セラレ、ヲ以テ引續キ注意
中

右 及 申 (通) 報 候 也

要 求 書 寫

一 松田守太郎ノ就職ヲ從前通り復旧スルコト

一 解雇手当割定ノ件
イ 入職後一ケ年未滿五十日分ヲ支給ノコト
ロ 一ケ月ヲ増ス毎ニ四日分増給スルコト

但シ予告手当ハ別トス

一 退職手当割定ノ件